

○四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則

平成12年1月20日

教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、四條畷市立小・中学校施設使用条例（昭和34年条例第251号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可の申請)

第2条 四條畷市立小・中学校（以下「学校」という。）施設を使用しようとする者は、あらかじめ当該学校長の承認を経て、学校施設使用許可申請書（様式第1号）を四條畷市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用日の属する月の1月前の月の初日から前日までにしなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 委員会は、施設の使用を許可するときは、学校施設使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(許可事項の変更等)

第4条 前条の規定により学校施設の使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項の変更、又は取消しを受けようとするときは、前条の学校施設使用許可書を添え、学校施設使用変更・取消申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を適当と認めるときは、学校施設使用変更・取消承認書（様式第4号）を交付するものとする。

(使用許可等の通知)

第5条 委員会は、第3条の学校施設使用許可書、又は前条第2項の学校施設使用変更・取消承認書を交付したときは、当該学校長にその旨を記載した学校施設使用許可通知書（様式第5号）又は学校施設使用変更・取消承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(使用料の免除)

第6条 条例第3条の規定により使用料を免除することができる場合は、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 市が使用するとき。

(2) 国若しくは他の地方公共団体又は本市に所在する公共団体が、公用、公共用又は公益上の目的のために使用する場合で委員会が必要と認めたとき。

(3) その他、教育委員会が必要と認めたとき。

(使用期間の制限)

第7条 使用者は、引き続き7日を超えて施設を使用することができない。ただし、委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(光熱費の負担)

第8条 使用者は、当該施設の付属設備の使用に伴う光熱費は、別表に定められた費用の額を負担するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、既に学校施設の使用について許可を受けている者は、この規則に基づく学校施設の使用許可を受けた者とみなす。

附 則 (平成18年教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の四條畷市文化環境の保全に関する規則等（以下「旧規則等」という。）の様式により提出されている用紙は、改正後の四條畷市文化環境の保全に関する規則等（以下「新規則等」という。）の様式により提出された用紙とみなす。

3 旧規則等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則等の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (令和2年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の様式により提出されている様式は、改正後の四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の様式により提出された用紙とみなす。

附 則（令和３年教委規則第４号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和３年７月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の様式により提出されている様式は、改正後の四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の様式により提出された用紙とみなす。

別表（第８条関係）

附属設備

種別	費用の額（１時間あたり）
小学校及び田原中学校屋内運動場の空調設備	５００円
中学校（田原中学校を除く）屋内運動場の空調設備	７００円

備考 １時間に満たない端数は１時間とする。

様式第1号

申請日 年 月 日

(教育委員会への申請日を記入)

学 校 施 設 使 用 許 可 申 請 書

四條畷市教育委員会あて

申請者	団 体 名			
	住 所			
	責 任 者 名		電 話 番 号	

下記のとおり使用許可申請をします。なお使用については四條畷市立小・中学校施設使用条例、同施行規則及び許可条件を守り、学校長又は教育委員会の指示に従うことを約束します。

使用場所	四條畷市立 学校	運動場・屋内運動場・教室()	
使用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 ※教育委員会の申請受付は、使用日の属する月の1月前の月の初日からです。 ※付属設備を使用する日に○を記入してください。		
使用目的		使用人数	名

(学 校 用)

(教育委員会用)

学校長意見 校長 印	屋 内 運 動 場	時間 × 150円	円
	教 室	時間 × 50円	円
	※ 1時間に満たない端数は1時間とする。		計
付 属 設 備		時間 × 円	円

上記の申請を許可してよろしいか。

課 長		担 当 者

様式第2号

年 月 日

学 校 施 設 使 用 許 可 書

申 請 者	団 体 名			
	住 所			
	責 任 者 名		電 話 番 号	

四條畷市教育委員会 印

次のとおり使用を許可します。

使 用 場 所	四條畷市立 学校	運動場・屋内運動場・教室()	
使 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 ※○のついた日が、付属設備の使用日になります。		
使 用 目 的		使用人数	名

屋 内 運 動 場	時間 × 150円	円
教 室	時間 × 50円	円
※1時間に満たない端数は1時間とする。	計	円
付 属 設 備	時間 × 円	円

(使用許可条件)

- 1 学校、教育委員会の都合により取り消しする場合があります。
- 2 使用時には、この許可書を必ず学校に提示してください。
- 3 使用許可施設以外の場所に立ち入らないでください。
- 4 使用により建物又はその附属物を破損、滅失した時は、速やかに学校長に届出の上、損害賠償をしてください。
- 5 使用料等は原則として還付しません。
- 6 使用を取り消す場合は、使用日の前日までに教育委員会に連絡して下さい。
- 7 使用時間は、本来の使用目的に要する時間の他、その準備及び事後整備に要する時間を含むものとし、使用時間の延長はできません。
- 8 上記条件及び使用時の誓約、管理者の指示に従わないときは、使用許可の取消し、使用の制限若しくは使用の停止又は退去を命ずることがあります。

様式第3号

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

(教育委員会への申請日を記入)

学 校 施 設 使 用 （ 変 更 ・ 取 消 ） 申 請 書

四條畷市教育委員会あて

申 請 者	団 体 名			
	住 所			
	責 任 者 名		電 話 番 号	

下記のとおり使用変更・取消申請をします。なお使用については四條畷市立小・中学校施設使用条例、同施行規則及び許可条件を守り、学校長又は教育委員会の指示に従うことを約束します。

変更・取消理由		
変更・取消内容	変更前	変更後
使 用 場 所	四條畷市立 学校 運動場・屋内運動場・教室 ()	四條畷市立 学校 運動場・屋内運動場・教室 ()
使 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分	年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分
使 用 目 的		
使 用 人 数	名	名
使 用 料	屋内運動場 時間 × 150円 = 円	屋内運動場 時間 × 150円 = 円
	教 室 時間 × 50円 = 円	教 室 時間 × 50円 = 円
	計 円	計 円
光 熱 費	付属設備 時間 × 円 = 円	付属設備 時間 × 円 = 円

(学 校 用)

※1時間に満たない端数は1時間とする。

学校長意見
校長 印

上記の申請を許可してよろしいか。

課 長		担 当 者

学校施設使用（変更・取消）承認書

申請者	団体名			
	住所			
	責任者名		電話番号	

四條畷市教育委員会 印

次のとおり使用の変更又は取消を承認します。

変更・取消理由		
変更・取消内容	変更前	変更後
使用場所	四條畷市立 学校 運動場・屋内運動場・教室（ ）	四條畷市立 学校 運動場・屋内運動場・教室（ ）
使用日時	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分
使用目的		
使用人数	名	名
使用料	屋内運動場 時間 × 150円 = 円 教室 時間 × 50円 = 円 計 円	屋内運動場 時間 × 150円 = 円 教室 時間 × 50円 = 円 計 円
光熱費	付属設備 時間 × 円 = 円	付属設備 時間 × 円 = 円

(使用許可条件)

- 1 学校、教育委員会の都合により取り消しする場合があります。
- 2 使用時には、学校施設使用許可書（様式第2号）に合わせて、この承認書を必ず学校に提示してください。
- 3 使用許可施設以外の場所に立ち入らないでください。
- 4 使用により建物又はその附属物を破損、滅失した時は、速やかに学校長に届出の上、損害賠償をしてください。
- 5 使用料等は原則として還付しません。
- 6 使用を取り消す場合は、使用日の前日までに教育委員会に連絡してください。
- 7 使用時間は、本来の使用目的に要する時間の他、その準備及び事後整備に要する時間を含むものとし、使用時間の延長はできません。
- 8 上記条件及び使用時の誓約、管理者の指示に従わないときは、使用許可の取消し、使用の制限若しくは使用の停止又は退去を命ずることがあります。

様式第5号

年 月 日

学 校 施 設 使 用 許 可 通 知 書

学校長あて

申 請 者	団 体 名			
	住 所			
	責 任 者 名		電 話 番 号	

四條畷市教育委員会 印

次のとおり許可しましたので通知します。

使 用 場 所	四條畷市立 学校	運動場・屋内運動場・教室()	
使 用 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分 年 月 日 時 分 ～ 時 分 年 月 日 時 分 ～ 時 分 ※○のついた日が、付属設備の使用日になります。		
使 用 目 的		使用人数	名

様式第6号

年 月 日

学 校 施 設 使 用 （ 変 更 ・ 取 消 ） 承 認 通 知 書

学校長あて

申 請 者	団 体 名			
	住 所			
	責 任 者 名		電 話 番 号	

四條畷市教育委員会 印

次のとおり使用の変更又は取消を承認しましたので通知します。

変更・取消理由				
変更・取消内容	変更前		変更後	
使 用 場 所	四條畷市立 学校 運動場・屋内運動場・教室（ ）		四條畷市立 学校 運動場・屋内運動場・教室（ ）	
使 用 日 時	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	
使 用 目 的				
使 用 人 数	名		名	
使 用 料	屋内運動場 時間 × 150円 = 円		屋内運動場 時間 × 150円 = 円	
	教 室 時間 × 50円 = 円		教 室 時間 × 50円 = 円	
	計 円		計 円	
光 熱 費	付属設備 時間 × 円 = 円		付属設備 時間 × 円 = 円	